

〔イタリア法令翻訳〕行政裁判法典

奥村公輔

1. はじめに

本稿は、イタリア国務院（Consiglio di Stato）の研究に資するため、イタリア国務院の行政裁判機能に関連する「行政裁判法典（Codice del processo amministrativo）」を翻訳したものである。現在のイタリア国務院は、諮問機能と行政裁判機能を有しており、筆者はすでに、「1947年12月27日イタリア共和国憲法」における国務院に関連する諸規定と、「行政裁判並びに国務院及び州行政裁判所の事務局と補助部局の職員に関する制度（1982年4月27日法律第186号）」を訳出している¹⁾が、国務院を頂点とする行政裁判手続に関する「行政裁判法典」までは訳出することができなかった。そこで、本稿は、イタリアの行政裁判法典を訳出し、特に最上級行政裁判所たる国務院の行政裁判上の役割を明らかにしようとするものである（このような観点から、第1審の行政裁判手続など、訳出を省略した部分もある）。

なお、法令のテキストについては、イタリア政府の管理する法令検索サイト「Normattiva」（<http://www.normattiva.it/>）及びイタリアの行政裁判サイト「Giustizia Amministrativa」（<https://www.giustizia-amministrativa.it/>）を参照した（2020年7月27日最終閲覧）。

1) 拙訳「イタリア国務院関係法令集」駒澤大学法学部研究紀要77号（2019年）1-27頁。

2. 行政裁判法典 (2010 年 7 月 2 日最終改正)

第 1 部 一般規定

第 1 編 行政裁判所の諸原理及び諸原則

第 1 章 一般諸原理

(実効性)

第 1 条

1. 行政裁判所は、憲法及び EU 法によって定められた諸原理に従って明白かつ実効的な保護を確保する。

(均衡手続)

第 2 条

1. 行政手続は、憲法第 111 条第 1 項で定める武器対等、対審及び均衡手続の諸原理を適用する。
2. 行政裁判官及び当事者は、合理的な期間における手続の進展を確保するために協力する。

(理由付記の義務及び諸文書の簡潔性)

第 3 条

1. 裁判官のすべての判決は理由を付記しなければならない。
2. 裁判官及び当事者は、適用する諸規定に従って、明瞭かつ簡潔な諸文書を起草する。

第 2 章 行政裁判所

(行政裁判官の裁判権)

第 4 条

1. 行政裁判権は、本法典の諸規定に従い州行政裁判所及び国務院により行使される。

(州行政裁判所)

第5条

1. 州行政裁判所及びトレンティーノ＝アルト＝アディジェ独立州の行政裁判の州裁判所は第1審行政裁判官である。
2. 州行政裁判所は、裁判長を含めて3名の裁判官で法廷を構成する。裁判長の不在の場合、その法廷はその職務上最古参の裁判官により主宰される。
3. トレンティーノ＝アルト＝アディジェ独立州の行政裁判の州裁判所は、独立した特別の地位により及びその適用諸規定により規律する。

(国務院)

第6条

1. 国務院は最高行政裁判所である。
2. 裁判上の職務を行使する際、国務院は5名の裁判官、すなわち、1名の部長及び4名の国務評定官により法廷を構成する。部長が職務不能の場合、その法廷はその職務上最古参の国務評定官により主宰される。
3. 第6項で定める適用規定を妨げることなく、全員総会は、これを主宰する国務院長官及び裁判部の下に帰属している12名の国務評定官で構成する。
4. 職務不能の場合、国務院長官は、書の職務上最高参の裁判部長により代替される。全員総会の他の構成員は、欠席又は職務不能の場合、国務院評定官の属している裁判部の職務上最高参の国務評定官により代替される。
5. 行政裁判の州裁判所のボルツァーノ独立部の判決の上訴は、その特別の地位及びその適用条項によっても規律される。
6. シシル独立州の州行政裁判所の判決の上訴は、その特別の地位及びその適用条項により、行政裁判評議会で形成される。

第3章 行政裁判権

(行政裁判権)

第7条

1. 行政裁判権は、正当な利益に関する争訟、及び、法律により定められる

特別の場合に、公権力の諸特権の行使又は非行使に関するもので、上記の特権に間接的にでも関連し、公行政により採択された措置、行為、同意又は行動に対して向けられた主観的権利に関する争訟を管轄する。政治的権力の行使における統治に属する行為又は措置は、訴えの対象とすることはできない。

2. 本法典の適用のために、行政手続原理の尊重に同化し又はいずれにせよこれに拘束されるすべての機関を公行政とみなすものとする。
3. 行政裁判権は、適法性の評価に関する一般裁判権、排他的裁判権及び最大で適法性統制の裁判権として構成される。
4. 行政裁判官は、適法性の評価に関する一般裁判権の行使において、たとえ争訟が自律的方法で提起されたとしても、正当な利益及びその他のその後の財産上の権利の損害から生じる損害補填上の被害及び利益に関する争訟も含めて、公行政の行為、措置又は不作為に関する争訟を管轄する。
5. 法律で定められかつ第 133 条で列挙されている排他的裁判権の領域において、行政裁判官は、補填の目的に関しても含めて、主観的権利に関する争訟を管轄する。
6. 最大で適法性統制の裁判権の行使において、行政裁判官は、法律で定められかつ第 134 条で列挙された争訟を管轄する。この裁判権の行使においては、行政裁判官は、行政に代替することができる。
7. 実効性の原理は、正当な利益の保護のあらゆる形成、及び、法律で定められる特別の場合においては主観的権利の保護のすべての形成についての行政裁判官の前での協議を通じて実現される。
8. 大統領の前で形成される特別の訴えは、行政裁判権の管轄にある争訟についてしか認められない。

(付随的管轄及び先決問題)

第 8 条

1. 排他的裁判権の属しない場合には、行政裁判官は、既判力なく、その本案を裁定する前にその解決が必要な法に関するすべての先決又は付随的問題を管轄する。

2. 訴訟能力が問題とならない限りで人物の地位及び能力、及び、虚偽の登記に関する先決問題は、通常司法機関に留保されるものとする。

(権限上の瑕疵)

第9条

1. 権限上の瑕疵は、第1審で職権により提起することもできる。上訴審において、その権限について暗示的又は明示的な方法で裁定する前に、非難されている法廷の長に対する特別の理由を伴って提起されるとき、権限上の瑕疵は提起することができる。

(権限問題の事前解決)

第10条

1. 州行政裁判所での審理の際に、民事手続き法典第41条で定める権限問題の事前解決についての訴えが認められる。同法典第367条第1項が適用される。
2. 裁定猶予において一時的措置の請求が提起されうるが、行政裁判官は、その争訟が当該裁判所の管轄にないと判断するときは、一時的措置を命じることができない。

(権限問題についての判決)

第11条

1. 行政裁判官は、その権限を否認するとき、場合に応じて、その権限を管轄する国内裁判官を指定する。
2. 行政裁判官が他の国内裁判官を考慮して又はその反対の場合にその権限を否認する場合、生じうる喪失及び剥奪は別として、既判力が生じる日から3か月以内に権限を否認した法廷において指定された裁判官に対して争訟が新たに提起されるとき、請求の手續上及び実質上の効果は維持されるものとする。
3. 行政裁判官に対して審理が新たに即座に提起されるとき、行政裁判官は、最初の聴聞の際、権限紛争を職権により提起することができる。
4. 他の裁判所で提起された争訟において、権限問題を解決する任務を付与された破毀院合同部会は、その任務を行政裁判所に付与するとき、生じう

る喪失及び剥奪は別として、合同部会の決定の公示日から3か月以内に利益を有する当事者によって審理が新たに提起されるとき、請求の手續上及び実質上の効果は維持される。

5. 新たに提起された審理において、行政裁判官は、生じうる喪失及び剥奪に照らして、法律上の条件が満たされたときから、その許せる誤りについての概要を付与することができる。
6. 行政裁判官に対して新たに提起された審理において、無権限の裁判所で提訴上集められた証拠要素は、証拠上の説得手段として評価される。
7. 一時的措置は、その一時的措置を命じた行政裁判官の権限上の瑕疵について裁定する判決の公示日から30日以内にその効力を失う。当事者は、新たに、一時的措置について形成された請求を所管裁判所に付託することができる。

(仲裁との関係)

第12条

1. 行政裁判官の権限に属する主観的権利に関連する争訟は、民事手続法典第806条以下の諸規定に従って通常手續上の仲裁の方法によって解決される。

第4章 権 限

(排他的領域的権限)

第13条

1. 公行政上の措置、行為、同意又は行動に関する争訟について、排他的権限は、その公行政がその所在地を有する領域にある州行政裁判所に属する。その直接的効力がその州行政裁判所が所在地を有する領域上の州にしか限定されない公行政の措置、行為、同意又は行動に関する訴訟を管轄する排他的権限は、すべて州行政裁判所に属する。
2. 公役務の官吏に関する争訟については、排他的権限は、その官吏が配属されている場所にその所在地を有する領域になる州行政裁判所に属する。

3. その他の場合、排他的権限は、国家的行為に関しては、ラティウム州行政裁判所のローマ部会に属し、また、州間の権限に関する公的機関によってなされた行為については、その公的施設がその所在地を有する領域にある州行政裁判所に属する。
4. 本条及び第 14 条により定められる権限は、同様に、一時的措置に関しても排他的である。
- 4 の 2. 行動する利益を付与する行政行為を管轄する領土上所管する裁判所は、同様に、権限付与の通常基準が有効である上訴についての、一般的射程を有する立法的又は行政的行為の問題でない限り、その一時的措置を管轄する。

(排他的実質的権限)

第 14 条

1. 第 135 条及び法律で定める争訟について、排他的権限は、ラティウム州行政裁判所ローマ部会に属する。
2. 電力エネルギー及びガスについての機関によって行使される諸権力を対象とする争訟について、排他的権限は、ロンバルディア州行政裁判所ミラノ部会に属する。
3. 排他的実質的権限は、同様に、第 113 条及び第 119 条で定める諸手続についても存在し、同様に、法律又は本法典の枠組みでの他のすべての手続について、行政裁判官は、第 13 条で定める基準以外の基準によって管轄する。

(無権限の概要)

第 15 条

1. 権限上の瑕疵は、その事案が第 1 審で判断されるまでは、職権により提起することができる。上訴審において、その権限について暗示的又は明示的な方法で裁定する前に、非難されている法廷の長に対する特別の理由を伴って提起されるとき、権限上の瑕疵は提起することができる。
2. あらゆる方法により、行政裁判官は、一時的措置について形成された請求について表明する前にその権限を裁定し、行政裁判官が第 13 条及び第

14 条の諸規定に従って管轄を有しないときは、行政裁判官はその権限を裁定しない。

3. 一時的措置について形成される請求が存しないときは、権限上の瑕疵は、最初に提起されなければならない。裁判長は、権限問題について緊急に裁定するために、裁判法廷の聴聞日を定める。第 87 条第 3 項で定める手続を適用する。
4. 行政裁判官は、第 2 項及び第 3 項で定める場合において、命令により裁定する。行政裁判官が無権限を宣言するとき、所管していると判断する裁判所を指定する。この命令の送達日から 30 日以内に、審理が所管を指定された裁判官に対して新たに提起されたとき、その手続は新たな裁判所で遂行される。第 6 項で定める場合を除いて、新たに審理を提起した当事者は、権限問題の解決の提案について失権する。
5. 一時的措置について形成される請求について表明することなく権限について裁定する命令は、第 16 条で定める権限問題の解決によってしか、訴えの対象となりえない。行政裁判官が無権限と判断したときに、その審理を再開する行政裁判官は、職権により、権限問題の解決を喚起する。権限問題及び一時的措置について形成される「請求について裁定する命令は、権限問題の解決により、又は、一時的措置について形成される請求について裁定する決定が権限問題について表明する決定と同時に非難されるときは通常の形式において、訴えの対象となりうる。
6. 権限問題を解決する決定の待機において、一時的措置について形成される請求は、第 4 項で定める命令において所管を指定された裁判官に付託され、その裁判官は、すべての場合において、第 9 項の諸規定を妨げることなく、裁定する。
7. 無権限を宣言した行政裁判官により命じられた一時的措置は、権限問題を解決する命令の公示日から 30 日の期限満了後無効となる。
8. 一時的措置について形成される請求は、所管していると指定された裁判官に新たに付託されうる。
9. 第 7 項及び第 8 項で定める諸規定は、同様に、第 47 条第 2 項で定める

裁判所の長の命令により事案を裁定する権力を奪われた裁判官により命じられた一時的措置にも適用する。

(権限問題の解決)

第 16 条

1. 権限問題の解決は、権限問題について裁定する命令の通知日から 30 日又はその公示日から 60 日の強制的かつ短縮不可能な期限内に他の当事者の通知される調査により提案され、また、決定の目的で適切な提起の謄本と同時に、半分ほど削減された第 45 条で定める期間の前に、国務院書記局に提出される。第 15 条第 5 項に基づいて職権により要求される解決の場合には、命令は、書記局により国務院に遅滞なく移送され、当事者に送達される。
2. 国務院は、聴聞の少なくとも 10 日前に弁護士に付与される通告の後に、裁判法廷において命令で裁定する。命令はまた、職権により要求されるか帰結の場合を除いて、解決の訴訟費用についても裁定する。訴訟費用についての決定は、その決定が別に規定しない限り、確定判決の直後に効力を有する。第 55 条第 5 項から第 8 項までで定める手続は適用する。
3. 国務院により行われた権限問題についての決定は、第 62 条第 4 項で定める解決又は上訴の場合に、州行政裁判所を拘束する。最初に付託された裁判所以外の裁判所が所管するものとして指定されたとき、その訴訟は、権限について裁定する命令の通知日から 30 日又はその公示日から 60 日の期限内に再開しなければならない。

第 5 章 棄権及び忌避

(棄 権)

第 17 条

1. 民事手続法典により定められる棄権の原因及び態様は、行政裁判官に適用する。棄権は、それ以前の行為について効力を有しない。

(忌 避)

第 18 条

1. 民事手続法典により定める忌避の原因は行政裁判官に適用する。
2. 忌避は、管轄する裁判法廷の構成の日から、裁判長に通知される調査により、聴聞の少なくとも 3 日前に提案される。反対の場合には、忌避は、討議の開始前に、聴聞の際に口頭で提案されうる。
3. 調査は、理由を示さなければならず、かつ、調査を正当化する固有の書類を添付されなければならず、また、当事者自身又は特別権力を備えたその弁護士により署名されなければならない。
4. 忌避が提案されたときから、争訟を管轄する裁判所は、最初の簡単な審査の後にその裁判所が調査は受理不可能又は明らかに根拠がないと思われると判断したとき、手続の続行を命じなければならない。
5. すべての場合において、調査についての確定的決定は、その提案の日から 30 日以内に、忌避される裁判官の代替後に裁判所により採択され、その忌避される裁判官は口頭で所見を提示しなければならない。
6. 忌避を裁定することを求められる裁判法廷の構成員は、忌避調査の対象となることはできない。
7. 不受理を宣言する又は忌避の調査を却下する命令の方法により、行政裁判官は、訴訟費用を裁定し、最大 5.5 ユーロの罰金を忌避の当事者に命じることができる。
8. 忌避は、それ以前の行為について効力を有しない。忌避の請求の受理は、忌避される裁判官の参加を伴った、第 4 項に基づき達成された行為を無効とする。

第 6 章 裁判官の補助者

(検査官及び技術専門家)

第 19 条

1. 行政裁判官は、特別の行為の達成において又はあらゆる手続の遂行において、1 名又は複数の検査官に、又は、必要不可欠なときは 1 名又は複数の専門家に補佐させることができる。
2. 鑑定の仕事は、国家公務員、民事手続法典の適用諸規定の第 13 条で定

める名簿に記載された職業専門家、及び、特別の技術的権限を有する他のすべての個人又は法人に付与される。手続上当事者によってすでに任命された専門家は、鑑定を行うことはできない。検査は、特別の技術的権限を有する、訴訟上当事者とは関係のない公的機関に付与される。

3. 検査官及び専門家は、裁判官によって検査官及び専門家に付与された調査を実行し、同時に、要求された釈明を口頭により行う。

(任務を達成する義務及び忌避)

第 20 条

1. 検査官及び専門家は、国家公務員又は民事手続法典の適用諸規定の第 13 条で定める名簿に記載された職業専門家から選任されるとき、行政裁判官が有効な理由の存在を認めない限りは、その協力を担う義務を負う。
2. 専門家又は検査官は、民事手続法典第 51 条で定める原因と同じ原因により当事者により忌避されうる。任命を行った行政裁判官は、その忌避を管轄する。

(書類委員)

第 21 条

1. その裁判権の枠組みにおいて、行政裁判官は、行政に代替することを求められるとき、その固有の補助者として書類委員を任命することができる。第 20 条第 2 項で定める諸規定は適用する。

第 2 編 当事者及び弁護人

(当事者の代表)

第 22 条

1. 第 23 条で定める場合を除いて、弁護士の仲介は州行政裁判所での手続において義務的である。
2. 国務院での手続について、最高行政裁判所で当事者を代表することを授けられた弁護士の仲介は義務的である。
3. 当事者及び当事者を代表する者は、付託された行政裁判官の下で特別権

力を伴ってその弁護を提示するための必要な資格を有しているとき、他の弁護人の仲介なく出廷することができる。

(当事者の代表者のない弁護)

第 23 条

1. 当事者は、行政へのアクセス及び透明性に関する及び選挙に関する手続において、及び、欧州連合の市民及び欧州連合加盟国の領土で自由に往来し滞在するその集団構成員の権利に関する手続において、弁護人の補佐なく、個人として出廷することができる。

(訴訟上の委任)

第 24 条

1. 行政裁判所で行動し討議するために付与された委任は、その委任が別に規定していない限り、同様に、新たな理由及び付随的訴えを提案することができる。

(文 書)

第 25 条 (略)

(費用及び訴訟費用)

第 26 条 (略)

第 3 編 提訴及び請求

第 1 章 対審及び関与

(対審原則)

第 27 条

1. 提起された訴えが防禦する行政、及び、必要に応じて共同利害関係人に通知されたとき、対審原則が明白に尊重される。
2. 審理が当事者の一方に対してしか拘束しないとき及びいかなる失権も生じないとき、行政裁判官は、強制力を有する期間においてその他の当事者に関して対審原則の実施を命じる。この実施の期間において、行政裁判官は、臨時の一時的措置を命じることができる。

(関 与)

第 28 条

1. 審理が、判決が言い渡されるべき当事者に対する他のいかなる当事者に対しても拘束しないとき、その他の当事者は、防禦権を妨げることなく、その対審に関与することができる。
2. 審理に参加せず、審理との関連性を有する行為の行使を喪失しておらず、しかし利益を有している者は誰でも、審理が行われている裁判法廷の状態及び段階を受諾して関与することができる。
3. 当事者の一方の訴えに基づいて行政裁判官は、第三者を問題とする機会があると判断するときは、その第三者の関与を命じることができる。

第 2 章 訴訟の諸形態

(取消訴訟)

第 29 条

1. 法律違反、無権限及び越権を理由とする取消訴訟は、60 日の排他的期間内に提起されなければならない。

(損害賠償訴訟)

第 30 条

1. 損害賠償訴訟は、他の訴訟と同時に提起ことができ、又は、排他的裁判権の場合及び本条で定める場合には独立した方法により唯一提起することができる。
2. 公権力の特権の違法な行使又は非行使から生じる損害の補填のための損害及び利益の支払いについての損害賠償は、請求されうる。排他的裁判権の場合において、主観的権利の侵害から生じる損害賠償は、同様に請求されうる。民事手続法典第 2058 条で定める要件が満たされたとき、現物での補填は請求されうる。
3. 正当な利益の侵害を理由とする損害及び利益の請求は、損害事実が生じた日から又は損害がその損害行為に直接続いているときはその行為の認識した日から 100 日の排他的期間以内に提起される。損害及び利益の分量を

固定することで、行政裁判官は、事実のあらゆる状況及び当事者の行動を評価し、また、いずれにせよ、そのために予定されている保護手段に関する訴えを伴うものも含めて、合理的な善管注意の手段により回避することができた損害を補償しない。

4. 提訴者が付託された機関の側の文書の取り扱い期間の故意的な又は不慮の非尊重の後に被ったことを立証した損害の賠償については、第3項で定める期間は、その怠慢を続ける限り進行しない。第3項で定める期間は、いずれにせよ、行政の行為の期間満了後に進行する。
5. 取消訴訟が提起された場合、損害及び利益の請求は、その審理中に、又は、いずれにせよ、その取消訴訟の判決が既判力を有してから120日まで、提起されうる。
6. 正当な利益又は排他的裁判権の場合主観的権利の侵害を理由とする損害及び利益の支払いについてのあらゆる損害賠償訴訟は、行政裁判官の排他的管轄に属する。

(非公開秘密に対する訴訟及び取消訴訟)

第31条

1. 文書の取り扱い期間の満了後及び法律で定める他の場合において、利益を有する当事者は、行政に行動すべき義務を付与する決定を求めることができる。
2. その怠慢が続く限り、かつ、あらゆる場合において、文書の取り扱い期間の満了日から1年以内に、訴訟は提起されうる。法律上のあらゆる条件が満たされれば、文書についての新たな指示に取り掛かることは、要求者の自由である。
3. 行政裁判官は、申請者が価値あるものとする主張の正当性について、関係する権限が問題となっているとき、又は、裁量権行使に関するいかなる自由も存在しないときで、かつ、審理の指示に関連するいかなる形式性も行政機関によって達成される必要がないときについてしか裁定しない。
4. 法律で定める場合での取消訴訟は、180日の排他的期間内に提起されなければならない。取消訴訟の無効性は、常に、防禦当事者により取り上げ

られ、又は、職権により裁判官に提起されうる。本項の諸規定は、第 114 条第 4 項 b) で定める無効に適用せず、本稿の諸規定については、第 4 部第 1 編の諸規定が維持される。

(請求の多様性及び訴訟の再資格付け)

第 32 条

1. 主位的及び付随的に形成された関連する請求の併合は、同じ手続の進行中いつでも可能である。複数の訴訟が異なる手続に拘束されているとき、第 4 部第 5 編で定める場合を除き、通常の手続が適用される。
2. 行政裁判官は、事実上の及び法上の諸要素を考慮して訴訟を資格付ける。法律上の要件が満たされれば、行政裁判官は、訴訟の再資格付けを命じることができる。

第 4 編 裁判上の諸判決

(裁判的諸決定)

第 33 条

1. 裁判官は以下を起草する。
 - a) 裁判官が本案の全部又は一部を解決するとき判決
 - b) 裁判官が一時的又は中間的措置を命じるとき又は権限問題について裁定するとき命令
 - c) 法律で定める場合に決定
2. 第 1 審の判決は執行力を有する。
3. 命令及び決定は、聴聞において又は裁判法廷においてなされないとき、及び、当該事案の記録に残されないとき、第 89 条第 3 項で定める期間内に、書記局の管理により当事者に通知される。
4. 無権限に関して裁定する命令は、いずれにせよ、所管する裁判官を指名する。

(本案について表明される判決)

第 34 条

1. 請求者に正しさを認めるとき、行政裁判官は、訴えの限界の下で、以下を行う。
 - a) 異議を唱えられた行政的決定の全部又は一部を取り消す。
 - b) 不作為を続ける行政に、自身が定める期限内に行動することを命じる。
 - c) 提訴者の主観的法的状況を保護するために適切な措置を採択する際に、損害及び利益に関するものを含めて金額の総計の支払いについて命じ、民事手続法典第 2058 条の諸規定に従って現物での補填措置を表明する。請求される行為の起草への損害賠償訴訟は、第 31 条第 3 項で定める制限の下で、却下決定の取消訴訟又は非公開秘密に対する訴訟と同時に提起されうる。
 - d) 最大で適法性の統制の裁判権の場合に、非難された行為を修正したり改正したり、さらには、それに代わる新たな行為を起草することができる。
 - e) なされた判決に適合するために行政機関に付与された期間満了日から効力をもって審理に参加することもできる書類委員の任命を含めて、既判力及び中断されていない判決の執行を確保するための適切な措置を命じる。
2. いかなる場合においても、行政裁判官は、まだ執行されていない行政権力に関して、表明することはできない。本条第 3 項及び第 30 条第 3 項は別として、行政裁判官は、提訴者が第 29 条で定める取消訴訟の方法により非難すべきであった行為の適法性を管轄することはできない。
3. 審理中に、異議を唱えられた行為の取消しが提訴者にとってもはや有効ではない評価されるとき、行政裁判官は、利益が補填の目的で存続しているのであれば、その行為の違法性を確認する。
4. 金銭賠償の場合、行政裁判官は、当事者の反対がないときは、債務者が合理的な期間内に金額の総計の支払いを債権者に提案すべき根拠基準を作成することができる。当事者が合意に至らないとき、又は、当事者が得られた合意から生じる義務を達成しないとき、支払い総計の確定及び執行されていない義務の達成は第 4 部第 1 編で定める訴えの方法により、請求さ

れうる。

5. 審理中に、提訴者の主張が満たされたときには、行政裁判官は、請求が目的のないものであることを確認する。

(形式について表明される判決)

第 35 条

1. 行政裁判官は、職権により、以下のように宣言する。
 - a) 行政裁判官が通知又は提出期限が尊重されていなかったことを確認するとき、訴えを不受理と宣言する。
 - b) 提訴する利益が不十分であるとき又は他の理由が本案について裁定するに不十分であるとき、訴えを不受理と宣言する。
 - c) 手続中に当事者の訴えの欠如が明らかになったとき、当事者が定められた期間内に反論を行わなかったとき、又は、本案を裁定するに不十分な他の理由が明らかになったとき、裁定する必要がないと宣言する。
2. 行政裁判官は、審理の消滅を宣言する。
 - a) 本法典により定める場合に、審理が遂行されなかったり、法律で定める又は法律により付与される強制的期間において指名された裁判官に対して新たに提起されなかったりする場合。
 - b) 減効の効果により。
 - c) 訴えの取下げの効果により。

(認容前の判決)

第 36 条

1. 本法典で定める反対の諸規定を除いて、行政裁判官は、自身が本案の一部を解決しないすべての場合において命令を下す。
2. 行政裁判官は、自身が本案の一部しか解決しないとき、事案の保全に必要な指示措置を命じるとき、非確定的判決を下す。

(許されうる誤り)

第 37 条

1. 行政裁判官は、職権により、法律上の問題又はその結果不可抗力から生じる重大な障害についての不確実性の客観的理由が存在しているとき、許

されうる誤りについての喪失の概要を付与することができる。

第 5 編 参照に関する諸規定

(内的諸規定の参照)

第 38 条

1. 行政裁判は、反対の諸規定を除いて、上訴審及び特別の手續に適用される第 2 部の諸規定に従って進められる。

(外的諸規定の参照)

第 39 条

1. 民事手続法典の諸規定が両立可能なものであり限り、又は、民事手続法典の諸規定が一般原理の表明を構成する限り、民事手続法典の諸規定は、本法典により規律されていないすべてのことに適用する。
2. 行政裁判の行為の通知は、民事手続法典又は民事に関する司法行為の通知を対象とする特別の諸法律により規律されるすべての方法により行う。

第 2 部 第 1 審の行政裁判 (略)

第 1 編 一般規定

第 1 節 訴え及び当事者の出廷

第 40 条～第 51 条

第 2 節 期限の短縮、延長及び中断

第 52 条～第 54 条

第 2 編 一時的措置に関する手續

第 55 条～第 62 条

第 3 編 証拠理由及び審理方法

第 1 節 証拠理由

第 63 条

第 2 節 証拠の許可及び保持

第 64 条～第 69 条

第 4 編 訴えの会合、討議及び決定

第 1 節 訴えの会合

第 70 条

第 2 節 討 議

第 71 条～第 74 条

第 3 節 審 議

第 75 条～第 76 条

第 5 編 裁判における付帯事項

第 1 節 虚偽の登載

第 77 条～第 78 条

第 2 節 裁判の中断及び停止

第 79 条～第 80 条

第 6 編 消滅及び裁定不要

第 81 条～第 85 条

第 7 編 判決の実質的過誤の訂正

第 86 条

第 8 編 聴 聞

第 87 条

第 9 編 判 決

第 88 条～第 90 条

第 3 部 不服申立ての方法

第 1 編 一般規定

(不服申立ての方法)

第 91 条

1. 判決に対する不服申立ての方法は、上訴、修正、第三者による異議申立ての請求及び権限に関連する理由についてのみ破毀院での上告である。

(不服申立てについての期間)

第 92 条

1. 法律で定める反対の特別の諸規定を除いて、上訴は訴えにより提示されなければならない。また、判決の通知日から最大で 60 日以内に通知されなければならない。
2. 民事手続法典第 395 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 6 号で定める修正の場合、及び、第 108 条第 2 項で定める第三者による異議申立ての請求については、第 1 項で定める期間は、故意若しくは過失又は共謀が発見された日、又は、文書が回収された日、又は、民事手続法典第 395 条第 6 号で定める判決が既判力を獲得した日から、進行する。
3. 判決の通知が欠如している場合、上訴、民事手続法典第 395 条第 4 号及び第 5 号で定める修正並びに破毀院での上告は、判決の公示の日から 6 か月以内に通知されなければならない。
4. 第 3 項で定める諸規定は、審理に出席しなかった当事者が、訴え又はその通知の無効を理由に裁判手続の存在を無視したことを立証することができるとき、適用されない。
5. 第 16 条第 3 項の留保の下で、暗示的又は明示的な方法で権限について同様に判断した保全措置は、第 62 条で定める訴えの対象となりうる。第 36 条第 1 項で定める認容前判決は、権限についての暗示的決定を構成せず、権限問題への明示的な参照を行うことなく一時的措置について形成された請求を却下する決定をも構成しない。暗示的又は明示的な方法で権限について及び本案について表明する判決は、通常の方法で、及び、第 1 項、第 3 項及び第 4 項で定める期間において、上訴の対象となる。

(上訴の通知の必要性)

第 93 条

1. 上訴は、判決の通知において当事者により宣言された住居又は選択された居住地に、又は、それがなければ、弁護士の下に、又は、判決に由来する審理の際に宣言された住居若しくは選択された居住地に通知されなければならない。

2. 他の当事者に形式的に知らせることなく居住地が移転したために通知が失敗したときは、控訴する意図を有する当事者は、上訴に伴って付託された行政裁判官に従い、州行政裁判所長官又は國務院長官に、通知の完了のために又は新たな上訴についての期間の確定のために、通知の欠如の証明を伴った請求を提示することができる。

(不服申立ての提出)

第 94 条

1. 上訴、修正及び第三者による異議申立ての請求の場合、訴えは、失効の留保の下に、異議を唱えられる判決の謄本 1 部及び実効的な通知の証明を伴って、第 45 条で定める最後の通知日から 30 日以内に、付託された行政裁判官の書記局の下に提出されなければならない。

(上訴審における当事者)

第 95 条

1. 不可分の又は相互依存の争訟においてなされた判決に対する上訴は、すべての当該当事者に通知されなければならない、また、その他の場合においては、反論する利益を有する当事者に通知されなければならない。
2. 不受理の留保の下で、上訴は、少なくとも反論する利益を有する当事者に、第 92 条で定める期間内に通知されなければならない。
3. 判決が第 1 項で定めるようなすべての当事者に対する上訴の対象とはならないとき、行政裁判官は、通知が実行されなければならない期間を定めることによって反論の実施、及び、討議の最も近い日の聴聞を命じる。
4. 当事者のいかなる者も裁判官によって定められた期間内に反論を実施しないときは、裁定する必要はない。
5. 國務院は、上訴が明らかに不受理とされる又は根拠づけられないこと、さらに裁定する必要がないことを自身が確認するとき、他の当事者による上訴が喪失又は排除されているとき、反論の実施を命じないことを選択することができる。
6. 第 23 条第 1 項の諸規定は上訴には適用しない。

(同じ判決に対する不服申立て)

第 96 条

1. 同じ判決に対して別々に提案されるすべての不服申立ては、唯一の手續に併合されなければならない。
2. 付随的不服申立ては、民事手続法典第 333 条及び第 334 条の諸規定に従って提案されうる。
3. 民事手続法典第 333 条で定める付随的不服申立ては、すべての裁判法廷長に対して形成されることができ、また、判決の通知日から 60 日以内に、又は、それ以前に、他の上訴に関して最初の通知の日から 60 日以内に、当事者によって提案されなければならない。
4. 民事手続法典第 334 条で定める付随的不服申立てに伴って、同様に、他の裁判法廷長に異議を申し立てることができる。ただし、主位的不服申立てが不受理を宣言されたとき、付随的不服申立ては、あらゆる実効性を失う。
5. 民事手続法典第 334 条で定める付随的不服申立ては、主位的不服申立ての通知が実現された日から 60 日以内に当事者によって形成されなければならない。また、第 45 条で定める期間内に、通知の証拠を伴って、提出されなければならない。
6. 同じ判決に対して形成された異なる不服申立てが併合されないときは、唯 1 つの不服申立てについての決定は、他の不服申立てについての裁定不要をもたらさない。

(上訴手續における関与)

第 97 条

1. すべての利害関係者は、他のすべての当事者に通知される行為によって、上訴に関与することができる。

(一時的措置)

第 98 条

1. 第 111 条の留保の下で、上訴裁判官は、当事者の 1 名の請求に基づき、非難されている判決の執行の中断を命じることができ、また、援用される

理由を評価することによって、重大かつ回復不能な損害が判決の執行によって生じるおそれがあるとき、法廷で表明される命令により適切な一時的措置を命じることができる。

2. 手続は、第2部第2編の諸規定が適用される限りにおいて、この諸規定に従い進行する。

(全員総会への移送)

第99条

1. 不服申立てを付託された部会は、その審査に付託された法上の問題が判例との矛盾をもたらす又はもたらしうることを明らかにするとき、当事者の請求により又は職権によりなされる命令を伴って、その審理を全員総会に移送することができる。全員総会は、適切と判断するときは、その事案を部会に移送することができる。
2. 審議の前に、國務院長官は、当事者の請求により又は職権により、特別な重要性を有する一般的問題について解決するために、又は、判例との矛盾を規律するために、すべての事案を是認総会に移送することができる。
3. 事案を付託された部会が、全員総会によって表明された法上の原理を共有しないと判断するとき、当該部会は理由付きの命令を伴って全員総会にその決定を移送する。
4. 全員総会が法上の原理を表明すること、及び、その残り部分について判決を移送部会に移送することを決定しない限りにおいて、全員総会は、紛争全体について決定する。
5. 当該問題が特別な重要性を帯びると判断するとき、全員総会は、同様に、たとえ全員総会が不服申立ての不受理を宣言するとき、裁定する必要はないとき、又は審理の消滅のときであっても、法律の利益において法上の原理を表明することができる。

第 2 編 上 訴

(州行政裁判所の判決に対する上訴)

第 100 条

1. 州行政裁判所の判決は、シチリアについての州行政裁判所の判決に対する上訴についてのシチリア州行政裁判評議会の管轄の留保の下で、國務院での上訴の対象となる。

(上訴審の内容)

第 101 条

1. 上訴審は、提訴者、弁護士、上訴が向けられている反対当事者、異議を唱えられる判決の指示を含み、また、事実の簡単な理由書、異議を唱えられる判決の長に対して向けられる法上の特別な理由、結論、第 22 条第 3 項の諸規定の意味で個人的に出廷することについて資格を有しているとき請求者の署名、さらに、この場合に、特別権力を備え、同様に第 1 審での判決についてその資料を共同して付与されたことを明示する弁護人の署名を含まなければならない。
2. 第 1 審の判決において併合されることを宣言され又は審査されていない請求及び抗弁は放棄され、このような請求及び抗弁は、上訴において、又は、出廷期限の失権の留保の下で提出される趣意書を伴って上訴する他の当事者について、明白に提案されない。

(控訴の正当性付与)

第 102 条

1. 判決が下された当事者のみが上訴する権利を有する。
2. 第三者は、自律的法的資格を有するときにしか上訴することはできない。

(上訴の任意的留保)

第 103 条

1. 既判力をまだ獲得していない判決に対して、州行政裁判所の書記局の下に 30 日以内に提出された、上訴について定められた期間内に通知された行為により、控訴し、さらに控訴の留保を行うことができる。

(新たな請求及び抗弁)

第 104 条

1. 第 34 条第 3 項の留保の下で、上訴審において、職権により提起されていない新たな請求、さらには新たな抗弁は、受理されない。ただし、確認された判決の後に獲得した利益及び附属物、並びに、判決の後に被った損害についての賠償を主張することは可能である。
2. 新たな証拠理由及び文書は、同僚が裁定するためにこれらを必要不可欠と見なさない限り、さらには、当事者が自身に帰すべきではない理由のために第 1 審でこれらを提案し又は提示することができなかったことを証明しない限り、認められない。
3. 新たな理由は、当事者が第 1 審で他の当事者によって提示されていない文書を認知したときは、援用されうるのであり、この新たな理由は、訴訟提起上又は非難される行政的決定上の瑕疵から生じものに限られる。

(第 1 審裁判官への移送)

第 105 条

1. 国務院は、対審手続きが行われなかったとき、又は、当事者の 1 人の防御権が侵害されたとき、又は、国務院が判決の無効又は裁判を拒否した決定又は命令の修正を宣言するとき、又は、国務院がその権限を表明するとき、又は、国務院が判決の消滅又は滅効を宣言したときにのみ、第 1 審裁判官に事案を移送する。
2. 裁判又はその権限を拒否した州行政裁判所の命令に対する上訴においては、第 87 条第 3 項で定めるように、法廷での手続きに付す。
3. 通知の日から、又は、それ以前には判決又は命令の送付の日から 90 日の強制的期間において通知される上訴とともに、当事者は裁判手続を再開しなければならない。

第 3 編 修 正

(修正の場合)

第 106 条

1. 第 3 項で定める場合を除いて、州行政裁判所の判決及び国務院の決定は、民事手続法典第 395 条及び第 396 条で定める場合及び態様において、修正により異議を唱えられうる。
2. 修正は、非難されている裁判上の決定を表明した同じ行政裁判官の前で訴えにより提案されうる。
3. 州行政裁判所の判決に対して、修正は、その理由付けが上訴により引き出されていないとき、認められる。

(修正の訴えにおいてなされる裁判上の決定に対する訴え)

第 107 条

1. なされた裁判上の決定に対する修正の訴えは、修正された裁判上の決定が最初に付託された異議申立ての理由を認める。
2. 判決に対する修正の最初の訴えについて裁定された場合、同じ判決に対する修正の第二の訴えは受理されない。

第 4 編 第三者による異議申立て

(第三者による異議申立ての場合)

第 108 条

1. 正当な権利又は利益が侵害されたとき、第三者は、裁判上の決定が既判力を有してしまったときであっても、他の主題の中から表明して、州行政裁判所又は国務院の判決に異議を唱えることができる。
2. 当事者のうち権利保持者及び債権者は、決定がこれに関する故意又は共謀から生じているときは、その決定に対して反対を表明することができる。

(権 限)

第 109 条

1. 第三者による異議申立ては、第 2 項で定める場合を除いて、非難されて

いる決定を表明した行政裁判官の前で提示される。

2. 訴えが第1審の判決に対して提案されているとき、第三者は上訴に関与して第108条で定める請求を提示しなければならない。第三者による異議申立てがすでに第1審の行政裁判官に付託されていたときは、第1審の行政裁判官は、その手続を実施されていないものとして分類し、異議申立人がそれを行われていなかったときは、前文の意味での上訴における関与についての期限を定める。

第5編 破毀の訴え

(破毀の理由)

第110条

1. 破毀の訴えは、権限に関連する理由についてのみ国務院の諸決定に対して認められる。

(決定の中断)

第111条

1. 国務院は、例外的な重大性及び緊急性の場合に、他の当事者に事前に通知される請求により付託されたとき、非難されている決定の効力を中断し、他の適切な一時的措置を命じることができる。第55条第2項、第5項、第6項及び第7項並びに第56条第1項第1文、第2項、第3項、第4項及び第5項は、当該手続に適用する。命令の謄本1部が破毀院事務総局に移送される。

第4部 指示及び特別の諸手続 (略)

第1編 指示の判決

第112条～第115条

第2編 行政文書へのアクセスに関する手続

第116条

第 3 編 公行政の不作为に対する監督

第 117 条

第 4 編 指示の手續

第 118 条

第 5 編 特別の争訟に関する簡潔な手續

第 119 条～第 125 条

第 6 編 選挙訴訟

第 1 章 選挙訴訟共通規定

第 126 条～第 128 条

第 2 章 市町村、県及び州の選挙の準備手續の執行行為に対する予防的監督

第 129 条

第 3 章 市町村、県、州及び欧州議会の選挙実施に関する手續

第 130 条～第 132 条

第 5 部 最終規定

(排他的管轄事項)

第 133 条 (略)

(本案上の拡大裁判権事項)

第 134 条 (略)

(ラティウム州行政裁判所ローマ部会の排他的管轄)

第 135 条 (略)

(電子的方法による通信及び提出に関する諸規定)

第 136 条 (略)

(財政上の規範)

第 137 条

1. 所管機関は、実際の立法に基づいて利用可能な人的、裝備的及び財政的資源に焦点を当てて法典の実施を監視するが、いかなる場合にも、公財政

についての新たな又は増大する負担をもたらすことはできない。

附則Ⅱ (略)

附則Ⅲ (略)

* 本稿は、平成30年度～令和2年度科学研究費（基盤研究（C））「ヨーロッパにおける二重機能型内閣の比較法的研究—権力分立と人権保障の観点から—」及び令和元年度～令和2年度成城大学特別研究助成金「国内及びヨーロッパの諸機関による国内法秩序形成に関する比較研究」の研究成果の一部である。

(おくむら・こうすけ＝本学准教授)

